

船橋市民生委員・児童委員活動費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）に対し、活動に伴う実費弁償としての費用（以下「活動費」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 活動費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月の初日に地区民生児童委員協議会会長の職にある場合 月額10,850円
- (2) 月の初日に地区民生児童委員協議会副会長の職にある場合 月額10,400円
- (3) 月の初日に前各号に掲げる職にない場合 月額10,050円

2 前項の規定にかかわらず、月の初日において欠員が生じている区域の職務を代行する民生委員に支給する活動費の額は、当該民生委員の役職に応じて前項各号に定める額に、代行する欠員区域毎に3,000円を加えた額とする。

(支給時期)

第3条 活動費は、毎年10月31日及び4月30日までに、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、死亡により退任した者に係る活動費の支給については、この限りでない。

(支給方法)

第4条 活動費は、民生委員の指定する口座に振り込む方法により支給するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。